

平成29年度（第1回）京都府国民健康保険運営協議会の議事概要

平成29年6月12日（月）
午後3時30分～午後4時50分

京都ガーデンパレス「鞍馬」

1 開会

開会のあいさつ

2 会長の選出について

→ 井上委員を会長に選出

3 運営規程等の制定について

事務局から、資料2及び資料3により説明

→ 資料2及び資料3に示す案のとおり、協議会の運営規程及び傍聴要領を制定

4 国保改革の必要性、新たな仕組みの概要について

事務局から、資料4及び資料5により説明

<主な質疑>

委員 平成29年度中に、各市町村の納付金の額や標準保険料率を決定することになると思うが、協議会で集中的に議論する時期はいつ頃となる見通しか。

事務局 8月以降、本協議会において、納付金・標準保険料率の算定方法について、議論をいただく予定で考えている。

委員 財政運営の安定化が今回の国保改革で期待される大きな点と思うが、事業運営の標準化も大きい。現在は、各市町村において取扱ルールが異なるところもある。次回の協議会においては、事業運営の標準化に当たっての課題も抽出していただきたい。

事務局 国保運営方針を定めるに当たっては、市町村と協議を行うとともに、今後、委員の皆様から様々な御意見を伺っていきたくと考えている。

5 新制度開始に向けた京都府と市町村の準備状況について

事務局から、資料6及び資料7に基づき説明

<主な質疑>

委員 国保運営方針については、国が必須事項と任意項目を定めているが、それらは、府の国保運営方針にはすべて盛り込まれる予定か。

事務局 国の示す事項・項目はすべて盛り込む予定で考えている。

委員 今回の国保改革による大きな変更点としては、財政運営の安定化が中心となるが、府において取組を進めている健康寿命の延伸のようなポジティブな

健康支援といったことにも重点を置いていただきたい。

委員 医療費が高ければ、保険料が高いという国保の仕組みは、ある意味、市町村自治のあり方とも係わることである。府として、どのように考えるのか。

事務局 国民皆保険を堅持していくために、府内の医療費水準に格差がある状況の中で、将来の医療費水準・保険料の平準化の目標に向けてどのように考えていくのかという点も考慮していくこととなる。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を図るため「京都府地域包括ケア構想」を策定している。府全体として、医療と介護の提供体制についても併せて考えていきたい。

委員 府が国保を運営する目的をどこに置くのか、しっかりと謳っていただきたい。資料7の国保運営方針記載事項（叩き台）には医療費の適正化が盛り込まれていないように見えるが、医療費の適正化こそ、府が管理すべきことと考える。

事務局 資料7の「第6 保健事業の充実」の中で医療費の適正化の取組について記載することを予定している。なお、医療費の適正化は保険者努力支援制度の評価指標にも設定されており、どのように目標を定めるのか整理したい。

6 平成30年度に向けた準備のスケジュールについて

事務局から、資料8に基づき説明

(以上)